

平成29年度

苫前町ふるさと応援寄附金報告書

平成30年5月

北海道苫前町

1. はじめに

平成20年4月の地方税法の改正に伴い、苫前町では平成21年4月に「苫前町ふるさと応援寄附条例」を制定し「ふるさと納税制度」による寄附金の募集を開始しました。

「苫前町ふるさと応援寄附条例」に設けた7つのメニューにより寄附を募集したところ多くの皆様から、苫前町を愛し、応援しようとするお気持ちとたくさんのご寄附をいただきました。

この度、平成29年度に頂いたご寄附について、ご報告をさせていただくとともに、あらためてお礼を申し上げます。

まちづくりの原則は「自分たちのまちは、自分たちでつくる」ことであり、これからの時代は、市町村も日本を支えられるような存在価値を持つことであり、今まで以上に民間の感覚を生かしながら、まちを運営する体制とし、行政改革、健全な財政運営を維持していくことが重要となります。

このことから、財政の健全化に意を用いながら、町民に直接関連するものに力を注ぎ、子育てしやすい環境づくりや高齢者の支援施策、更には町の活性化と人口が増える施策を積極的に取り組みながら、本町の将来をしっかりと見据えた中で、町民が納得できる「笑顔が未来に広がる 躍動感あふれるまち」であり続けるために、町民と行政が手を携え、一体となったまちづくりを進めてまいります。

ご寄附をいただいた皆様のふるさとを想うお気持ちは、町民の皆さんとともにこれからの苫前町の発展のための大切な支えとなります。

町では、未来へと続くふるさと納税制度をまちづくりの重要な1つとして活用したいと考えており、引き続きご寄附をいただいた皆様にご支援いただけるよう努めてまいります。

皆様におかれましては、ふるさとの未来のために、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年5月

苫前町長 森 利 男

2. 平成29年度苫前町ふるさと応援寄附の実績

(1) 事業区分別の寄附額（平成30年3月31日現在）

（単位：円）

事業区分（事業内容）	寄附額	寄附件数
①暮らしの安心を支える医療と保健・福祉などの推進に関する事業 1) 地域医療体制の充実 2) 保育・子育て支援の充実 3) 高齢者・介護福祉の推進	540,000	27件
②安全・安心で良質な農水産物の安定供給に関する事業 1) 担い手の育成・確保 2) 環境と調和した農林業の推進 3) 資源管理型漁業の推進	735,000	23件
③体験・滞在型の観光地づくりに関する事業 1) 地域特性を活かす観光資源の開発 2) 観光振興対策の推進 ＝既存施設維持・地域イベントの充実	130,000	11件
④次世代を担う子供たちの育成に関する事業 1) 教育環境の整備拡充 2) 乳幼児教育の推進＝家庭教育支援 3) 優れた文化芸術の鑑賞機会の充実	537,000	40件
⑤町有施設の維持運営に関する事業 1) 指定管理者制度の導入に伴う町有施設の維持管理 ＝4施設	30,000	3件
⑥まちづくりに関する事業 1) 環境に配慮した風力発電施設の維持保全 2) 商工業の活性化や個性あふれるまちづくり対策の支援	40,000	3件
⑦その他目的達成のために町長が必要と認める事業	1,280,000	59件
合 計	3,292,000	166件

(2) 地域別の寄附者

寄附者の居住場所	寄附者数
苫前町内	
道 内	28人
道 外	138人
合 計	166人

3. 苫前町ふるさと応援寄附金の現況

(平成30年3月31日現在・単位：円)

前年度末 基金積立額	平成29年度中			基金積立額
	増加	減少	差引	
27,553,000	3,292,000	8,923,000	△5,631,000	21,922,000

注) 平成29年度中「増加」欄に掲げた数値の内訳
 =平成29年度中の苫前町ふるさと応援寄附金額 (3,292,000円)

注) 平成29年度中「減少」欄に掲げた数値の内訳
 =苫前町ふるさと応援寄附金で行う事業への充当額 (8,923,000円)

4. 寄附金の使途別充当額及び基金積立額

(平成30年3月31日現在・単位：円)

事業区分	寄附額	本年度充当額	基金積立額
①暮らしの安心を支える医療 と保健・福祉などの推進に 関する事業	3,040,000	540,000	2,500,000
②安全・安心で良質な農水産 物の安定供給に関する事業	2,235,000	735,000	1,500,000
③体験・滞在型の観光地づく りに関する事業	130,000	130,000	0
④次世代を担う子供たちの育 成に関する事業	537,000	537,000	0
⑤町有施設の維持運営に関す る事業	30,000	30,000	0
⑥まちづくりに関する事業	40,000	40,000	0
⑦その他目的達成のために町 長が必要と認める事業	24,833,000	6,911,000	17,922,000
合 計	30,845,000	8,923,000	21,922,000

注) 寄附額は、前年度末基金積立額と本年度寄附額を合算したものとなります。

- なお、基金積立額に掲載されている事業につきましては、平成30年度事業への充当効果等を見極めながら、ご指定の事業に対する財源として、充当させていただきます。

5. 寄附金の充当状況（使用状況）

- 皆様からいただいた寄附金の一部（8,923,000円）は、平成29年度事業の中で、ご指定の事業に対する財源として、次のとおり充当いたしました。

① 暮らしの安心を支える医療と保健・福祉などの推進に関する事業

寄附年度	寄附金充当額
平成29年度	540,000円
合計	540,000円

生きがい活動支援事業補助金に充当

- 在宅で生活している高齢者の方の生活支援事業として、社会福祉法人等が実施する次の事業に対し寄附金を活用しました。
- 事業内容
 - ・ 除雪サービス事業・排雪サービス事業
 - ・ お元気声かけ事業・福祉有償運送事業
 - ・ 配食サービス事業

② 安全・安心で良質な農水産物の安定供給に関する事業

寄附年度	寄附金充当額
平成29年度	735,000円
合計	735,000円

磯根資源づくり事業補助金に充当 = 670,000円

- 北るもい漁業協同組合が中間育成されたウニの10mm種苗（78,750粒）を購入して、適正漁場へ放流する事業に対し寄附金を活用しました。

なまこ人工種苗管理事業補助金に充当 = 65,000円

- 北るもい漁業協同組合が行うなまこ人工種苗放流後の生息場の確保に対し寄附金を活用しました。

③ 体験・滞在型の観光地づくりに関する事業

寄附年度	寄附金充当額
平成29年度	130,000円
合計	130,000円

夕陽ヶ丘オートキャンプ場改修工事に充当

- キャンプ場の傷んだ芝を全面張り替える工事（Aサイト芝生張替規模=7,300㎡）に対し寄附金を活用しました。

④ 次世代を担う子供たちの育成に関する事業

寄附年度	寄附金充当額
平成29年度	537,000円
合計	537,000円

地域子育て支援拠点事業補助金に充当

- 子育て等に関わる情報提供や相談体制の充実強化（交流の場の提供を含め）を図るため、地域子育て支援センターの運営に対し寄附金を活用しました。
- 地域子育て支援拠点＝2箇所（苫前保育園・古丹別保育所）

⑤ 町有施設の維持運営に関する事業

寄附年度	寄附金充当額
平成29年度	30,000円
合計	30,000円

夕陽ヶ丘オートキャンプ場改修工事に充当

- キャンプ場の傷んだ芝を全面張り替える工事（Aサイト芝生張替規模＝7,300㎡）に対し寄附金を活用しました。

⑥ まちづくりに関する事業

寄附年度	寄附金充当額
平成29年度	40,000円
合計	40,000円

まちづくり活動支援事業補助金に充当

- 地域の活性化に向けた町民の自主的な活動（助成件数：9件）に対し寄附金を活用しました。

⑦ その他目的達成のために町長が必要と認める事業

寄附年度	寄附金充当額
平成26年度	5,631,000円
平成29年度	1,280,000円
合計	6,911,000円

北海道風車まつり実行委員会補助金に充当＝1,280,000円

- 町民と観光客との交流を通じた「地域力」を高めるイベントとして、第14回目を迎えた北海道風車まつり（7月23日開催）に対し寄附金を活用しました。

〔図書整備事業に充当〕=1,095,000円

- 蔵書の充実を図り利用者のリクエストに応えるため、定期的
に新刊図書等の購入費用として寄附金を活用しました。

〔認定苫前こども園園庭遊具整備補助金に充当〕=4,536,000円

- 保育環境を整えるため、アンパンマン大型遊具（一式）の購入
費用として寄附金を活用しました。

6. 寄附者名（個人の寄附者の方々）

- 氏名等の個人情報掲載については、ご本人の了解が確認できた方のみとし、
掲載を望まない方は匿名としています。

氏名	住所	寄附金額
林 勉 様	東京都江東区	20,000円
(匿名)	神奈川県横浜市	100,000円
(匿名)	京都府京都市	10,000円
金 森 重 樹 様	東京都港区	10,000円
丹 羽 力 様	札幌市	25,000円
(匿名)	東京都清瀬市	10,000円
(匿名)	滋賀県栗東市	50,000円
(匿名)	千葉県船橋市	10,000円
(匿名)	神奈川県川崎市	10,000円
(匿名)	東京都三鷹市	10,000円
岩 佐 誠 様	神奈川県秦野市	10,000円
安 永 竜 二 様	福岡県宇美町	20,000円
(匿名)	千葉県白井市	10,000円
(匿名)	沖縄県那覇市	10,000円
(匿名)	東京都千代田区	10,000円
(匿名)	大阪府吹田市	10,000円
高 橋 太 郎 様	静岡県静岡市	10,000円
齋 藤 一 幸 様	愛知県名古屋市	50,000円
(匿名)	東京都西東京市	15,000円
(匿名)	札幌市	10,000円
(匿名)	札幌市	50,000円
(匿名)	静岡県富士市	10,000円
阿 部 靖 子 様	札幌市	10,000円
(匿名)	石狩市	20,000円
(匿名)	福岡県福岡市	10,000円
(匿名)	東京都西東京市	20,000円
(匿名)	鹿児島県鹿児島市	10,000円
青 木 寿 文 様	広島県広島市	10,000円
田 村 明 孝 様	千葉県柏市	10,000円
秋 田 肇 様	神奈川県相模原市	20,000円

氏名	住所	寄附金額
(匿 名)	栃木県宇都宮市	10,000円
舟橋洋平様	愛知県名古屋市	10,000円
(匿 名)	兵庫県西宮市	10,000円
(匿 名)	むかわ町	20,000円
(匿 名)	東京都港区	10,000円
(匿 名)	東京都港区	500,000円
(匿 名)	福岡県須恵町	10,000円
(匿 名)	神奈川県横浜市	10,000円
(匿 名)	東京都大田区	10,000円
岩佐誠様	神奈川県秦野市	10,000円
羽村千枝子様	東京都羽村市	10,000円
本多学様	東京都板橋区	10,000円
(匿 名)	神奈川県川崎市	10,000円
(匿 名)	帯広市	10,000円
瓦井葉子様	東京都世田谷区	10,000円
(匿 名)	滋賀県野洲市	10,000円
(匿 名)	京都府京都市	5,000円
(匿 名)	群馬県高崎市	10,000円
遠藤仁彦様	沖縄県那覇市	10,000円
(匿 名)	伊達市	10,000円
(匿 名)	芽室町	20,000円
(匿 名)	東京都中央区	10,000円
西本昌司様	香川県高松市	10,000円
(匿 名)	群馬県前橋市	10,000円
(匿 名)	広島県東広島市	10,000円
(匿 名)	東京都渋谷区	10,000円
(匿 名)	大阪府大阪市	10,000円
(匿 名)	札幌市	20,000円
(匿 名)	東京都日野市	10,000円
(匿 名)	東京都西東京市	10,000円
(匿 名)	兵庫県尼崎市	10,000円
(匿 名)	千葉県船橋市	10,000円
(匿 名)	大阪府大阪市	10,000円
新井教正様	奈良県生駒市	10,000円
(匿 名)	長崎県諫早市	10,000円
(匿 名)	東京都目黒区	10,000円
中島哲志様	千葉県市川市	10,000円
大角高弘様	愛知県名古屋市	10,000円
(匿 名)	宮城県仙台市	10,000円
(匿 名)	東京都中央区	10,000円
(匿 名)	神奈川県横浜市	100,000円
金岡賢様	福岡県福岡市	10,000円
(匿 名)	東京都品川区	10,000円
丹羽力様	札幌市	25,000円
(匿 名)	大阪府和泉市	10,000円
(匿 名)	札幌市	10,000円

氏名	住所	寄附金額
(匿名)	兵庫県神戸市	20,000円
(匿名)	埼玉県川口市	10,000円
(匿名)	埼玉県熊谷市	10,000円
(匿名)	大阪府大阪市	10,000円
(匿名)	東京都千代田区	10,000円
(匿名)	東京都足立区	10,000円
岩佐 誠 様	神奈川県秦野市	10,000円
(匿名)	札幌市	10,000円
佐藤 公彦 様	茨城県筑西市	10,000円
(匿名)	大阪府松原市	10,000円
(匿名)	東京都目黒区	10,000円
(匿名)	千葉県松戸市	12,000円
(匿名)	埼玉県狭山市	10,000円
(匿名)	愛知県名古屋市中区	10,000円
(匿名)	旭川市	10,000円
(匿名)	大阪府大阪市	10,000円
(匿名)	東京都西東京市	15,000円
(匿名)	京都府京都市	10,000円
後藤 光延 様	三重県名張市	10,000円
(匿名)	大阪府門真市	10,000円
(匿名)	神奈川県横浜市	10,000円
(匿名)	東京都町田市	10,000円
(匿名)	香川県高松市	10,000円
坂井 和憲 様	札幌市	10,000円
畠山 知之 様	秋田県秋田市	25,000円
(匿名)	旭川市	10,000円
岩佐 誠 様	神奈川県秦野市	10,000円
(匿名)	東京都新宿区	10,000円
(匿名)	札幌市	20,000円
(匿名)	和歌山県有田市	10,000円
藤岡 典行 様	羽幌町	10,000円
トラストバンク 様	東京都渋谷区	5,000円
(匿名)	札幌市	20,000円
(匿名)	富山県射水市	10,000円
清水 崇 様	札幌市	10,000円
(匿名)	千歳市	10,000円
(匿名)	大阪府大阪狭山市	10,000円
(匿名)	東京都世田谷区	10,000円
関 昌明 様	千葉県流山市	10,000円
柳 澤 昌宏 様	神奈川県横浜市	10,000円
(匿名)	東京都中央区	10,000円
(匿名)	岐阜県揖斐川町	10,000円
田嶋 孝二郎 様	東京都江東区	20,000円
(匿名)	東京都世田谷区	10,000円
(匿名)	大阪府大阪市	10,000円
大森 宣幸 様	東京都大田区	10,000円

氏名	住所	寄附金額
(匿名)	東京都港区	10,000円
丹羽 力 様	札幌市	20,000円
矢作 朗久 様	埼玉県川口市	10,000円
斉 郷 美保子 様	東京都江東区	20,000円
(匿名)	埼玉県志木市	10,000円
(匿名)	神奈川県横浜市	10,000円
(匿名)	京都府京都市	5,000円
(匿名)	埼玉県川口市	10,000円
木下 隆次 様	東京都墨田区	10,000円
(匿名)	東京都世田谷区	20,000円
(匿名)	兵庫県神戸市	10,000円
(匿名)	東京都世田谷区	10,000円
(匿名)	岡山県岡山市	50,000円
吉岡 孝一 様	山形県遊佐町	10,000円
(匿名)	埼玉県さいたま市	20,000円
岩佐 誠 様	神奈川県秦野市	10,000円
(匿名)	神奈川県茅ヶ崎市	10,000円
(匿名)	長野県長野市	10,000円
中村 圭一 様	東京都江東区	50,000円
(匿名)	東京都杉並区	20,000円
(匿名)	東京都港区	10,000円
中井 正人 様	札幌市	10,000円
(匿名)	東京都北区	10,000円
坂井 隆幸 様	苫小牧市	10,000円
岡林 朋子 様	恵庭市	10,000円
池田 政巳 様	千葉県我孫子市	10,000円
篠崎 桂 様	東京都千代田区	20,000円
(匿名)	東京都足立区	10,000円
近江谷 ひとみ 様	旭川市	500,000円
近江谷 秀昭 様	旭川市	50,000円
(匿名)	神奈川県横浜市	10,000円
(匿名)	埼玉県さいたま市	10,000円
(匿名)	江別市	10,000円
(匿名)	東京都新宿区	10,000円
(匿名)	兵庫県西宮市	10,000円
(匿名)	京都府京都市	10,000円
(匿名)	東京都江東区	10,000円
香川 幸一 様	神奈川県横浜市	10,000円
(匿名)	静岡県静岡市	10,000円
(匿名)	愛知県名古屋市	10,000円
岡本 英行 様	東京都目黒区	10,000円
(匿名)	愛知県豊明市	20,000円
(匿名)	兵庫県明石市	10,000円
(匿名)	東京都杉並区	10,000円

7. おわりに

苫前町では、平成30年度においても「ふるさと納税制度」を利用した「苫前町ふるさと応援寄附金」を募集し、まちづくりの施策に活用させていただきます。

今後におかれましても、ふるさと苫前町の発展のために、引き続き多くの皆様からのご支援をよろしくお願い申し上げます。

苫前町ふるさと応援寄附条例（平成21年3月18日条例第9号）

（目的）

第1条 この条例は、苫前町を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の苫前町に対する思いを実現化することにより、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

（事業の区分）

第2条 この条例に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- （1）暮らしの安心を支える医療と保健・福祉などの推進に関する事業
- （2）安全・安心で良質な農水産物の安定供給に関する事業
- （3）体験・滞在型の観光地づくりに関する事業
- （4）次世代を担う子供たちの育成に関する事業
- （5）町有施設の維持運営に関する事業
- （6）まちづくりに関する事業
- （7）その他目的達成のために町長が必要と認める事業

（寄附金の管理運用）

第3条 寄附金は、この条例に基づく苫前町ふるさと応援基金により管理し、運用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、必要な財源に充てることができる。

（寄附金の使途指定）

第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号に掲げる事業のうちから指定し、寄附をすることができる。

2 寄附者が寄附金の使途を第2条各号に掲げる事業ののうちから指定しなかったときは、同条第7号の事業の指定があったものとみなす。

（適用除外）

第5条 寄附金以外の寄附については、この条例の規定は、適用しない。

（運用状況の公表）

第6条 町長は、毎年1回、この条例の運用状況を公表しなければならない。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

苫前町ふるさと応援寄附条例施行規則（平成21年3月31日規則第12号）

（趣旨）

第1条 この規則は、苫前町ふるさと応援寄附条例（平成21年苫前町条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（寄附金の受け入れ等）

第2条 寄附金は、寄附申込書（別記様式第1号）により受け付けるものとする。

2 町長は、寄附の申し込み又は收受した寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、受入を拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

3 町長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

（寄附金台帳の作成）

第3条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（別記様式第2号）を作成しなければならない。

（寄附金の額）

第4条 寄附金は、一口2,000円とする。ただし、町長が認める場合は、この限りではない。

（雑則）

第5条 この規則を定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

寄附申込書

— 金 円也 —

上記のとおり苫前町ふるさと応援寄附条例に基づき、苫前町に対して寄附したいので、申込みします。

年 月 日

苫前町長 様

郵便番号	
住 所	
氏 名	
電 話	
F A X	
Eメール	

上記寄附金の使途の指定内訳

事業の種類	寄附金額
暮らしの安心を支える医療と保健・福祉などの推進に関する事業	円
安全・安心で良質な農水産物の安定供給に関する事業	円
体験・滞在型の観光地づくりに関する事業	円
次世代を担う子供たちの育成に関する事業	円
町有施設の維持運営に関する事業	円
まちづくりに関する事業	円
その他目的達成のために町長が必要と認める事業	円

特記事項

*上記の寄附金額欄に記入がない場合は、使途の指定がなかったものとして取扱い、いずれかの事業に充当させていただきます。また、何かご要望やメッセージ等がありましたら、特記事項に記入してください。

〔備考〕

寄附された方の情報公開について		
個人の方へ	氏名、住所、寄附額、使途指定等の情報公開について、可否を伺います。 (右の欄のどちらかに、○をつけてください。)	可・否
団体の方へ	寄附をされた団体につきましては、名称、団体所在地、代表者氏名、寄附金額、使途指定等の情報について、公表させていただきます。	

(別記様式第2号)

寄附金台帳 (事業)

整理番号	寄附年月日	氏名 (団体名)	住所 (所在地)	連絡先	金額(円)	備考

苫前町ふるさと基金条例（平成21年3月18日条例第10号）

（設置）

第1条 ふるさと苫前町を応援するため苫前町ふるさと応援寄附条例（平成21年苫前町条例第9号。以下「寄附条例」という。）に基づき寄附された寄附金を適正に管理し、運用することを目的として苫前町ふるさと基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、次の各号により積み立てる。

- （1） 寄附条例第2条1号から第6号までの事業に係る指定寄附金
- （2） 基金の運用から生じる収益金
- （3） 歳計剰余金のうち町長が必要と認める金額

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 第2条第2号の基金の運用から生じる収益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（繰越運用）

第5条 町長は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は各会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第6条 この基金は、寄附条例第2条第1号から第6号までの事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

（その他）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

苫前町ふるさと基金冠基金設置要綱（平成27年3月27日訓令第5号）

（目的）

第1条 この要綱は、苫前町ふるさと基金（以下「ふるさと基金」という。）に一定額以上の寄附が行われたときに、寄附者の意向を反映した特別な名称を設定する基金（以下「冠基金」という。）の取扱いについて定め、寄附行為の促進と寄附者の苫前町に対する思いを町民と享受し、永く引き継ぐことを目的とする。

（設置）

第2条 この要綱において、次の各号のいずれかに該当するときは、寄附者の希望に基づき冠基金を設置し、これに対し特別な名称を設定することができるものとする。

- (1) 同一事業者（第3条に規定する名称に当該事業にかかる屋号を含めることを希望する個人事業主を含む。）又は同一団体が1回で1,000万円以上の寄附を行ったとき。
 - (2) 同一個人が1回で1,000万円以上の寄附を行ったとき。
 - (3) 同一法人又は同一団体が複数者からの寄附を取りまとめて、1回で1,000万円以上の寄附を行ったとき。
- 2 前項第3号により冠基金を設置しようとするときは、寄附の取りまとめを行う法人又は団体（以下「取りまとめ団体等」という。）は、事前に町と協議を行い、協議が整った後に寄附申出を行うこととする。
- 3 取りまとめ団体等は、寄附者の意思を代表するものとし、取りまとめ団体等を介した寄附は、一の寄附者からの寄附として取り扱うものとする。
- 4 取りまとめ団体等は、個別の寄附者に対する説明責任を負い、町からの注意事項を遵守して寄附の取りまとめを行うものとする。

（名称）

第3条 町長は、寄附者の意向を尊重し冠基金の名称を決定するものとする。ただし、公序良俗に反するなど、ふるさと基金の趣旨にそぐわない名称をつけることはできないものとする。

（指定先の指定）

- 第4条 冠基金にかかる寄附金の使途指定先（以下「指定先」という。）は、苫前町ふるさと応援寄附条例第2条各号に掲げる事業の区分（以下「事業区分」という。）による使途指定のほか、具体の分野及びテーマへの使途指定のいずれにも指定することができ、同時に複数の指定先を指定することを妨げないものとする。
- 2 前項において、指定先を指定するときは、前項に規定する指定先のほか、寄附者の意向を尊重して設定する任意の指定先を指定することができるものとする。ただし、公序良俗に反するなど、冠基金の趣旨にそぐわない指定先を指定することはできないものとする。

（設置期間）

第5条 町長は、第2条第1項各号に規定する冠基金の設置期間を10か年間を標準とし、寄附者の意向、寄附金額及び指定先等を考慮し決定するものとする。

(冠基金への追加寄附)

第6条 冠基金の設置にかかる寄附を行った寄附者は、当該冠基金に対する追加寄附を行い、残額を増加させることができるものとする。

(廃止及び設置期間の延長)

第7条 町長は、冠基金の設置期間の満了をもって廃止し、残額については、指定先の指定を解除した事業区分の範囲内で活用できるものとする。ただし、寄附者の意向、残額及び助成先における有効活用の状況等を考慮して設置期間を延長することを妨げないものとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置期間の満了前に冠基金を廃止することができるものとする。

- (1) 寄附者の希望があったとき。
- (2) 寄附者の同意を得たとき。
- (3) 当該冠基金設置から8か年間が経過し、かつ、指定された指定先において、当該冠基金にかかる寄附金の有効な活用が見込めないとき。
- (4) 指定先ごとの残金が10万円未満となったとき。
- (5) その他町長が必要と認めたとき。

(寄附者に対する特典)

第8条 寄附者に対しては、名前の公表等において十分考慮した措置を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

〒078-3792

北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1

苫前町役場 企画振興課地方創生・人口対策係

電話：0164-64-2212

FAX：0164-64-2142

Eメール：kikakushinko@town.tomamae.lg.jp

苫前町ホームページ

： <http://www.town.tomamae.lg.jp/>